

都市計画道路 八尾富田林線
街路事業
[羽曳野市・堺市]

【再々評価】
(補足説明資料)

第1回審議会における ご指摘事項に対する対応

【ご指摘事項】

- ・景観的な側面でロードサイドの規制などを考えていかないと、場合によっては世界遺産の取り消しというような危険性もないことはない。その調査等の必要性があるのか確認をすること。
- ・残りの区間をやることにより、どれだけ増えるか減るかというような比較をした方がわかりやすい資料になる。代替案の立案可能性、再々評価の立場からすると、現状の計画線形で繋ぐことの方に意義があるという説明を加えてほしい。

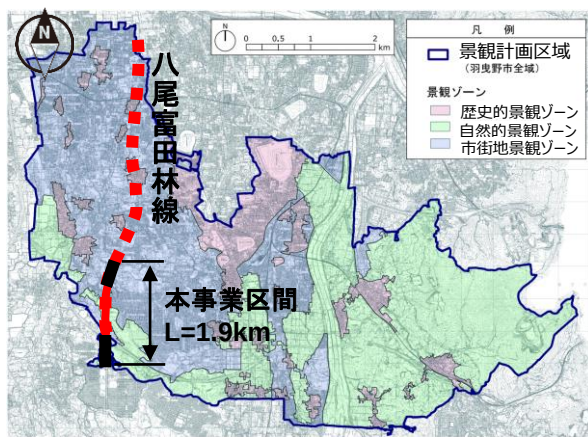
【対応(追加資料)】

- ・景観形成上の配慮について
- ・代替案立案等可能性について

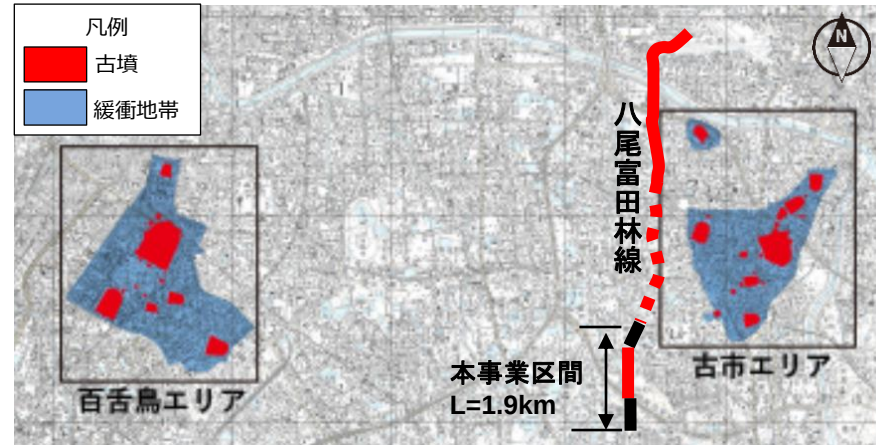
景観形成上の配慮について

【参考】

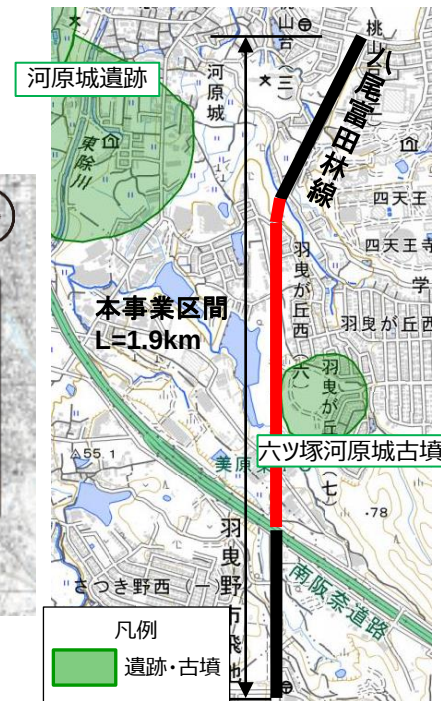
- 羽曳野市では、市全域において「景観計画区域」を定めており、一定規模以上の工作物の新設等をする場合には市へ届出が必要（地方公共団体が行う行為については通知が必要）
⇒本路線において整備される函渠や擁壁などの構造物については、今後通知の必要性等を市へ確認する。
- 本路線は百舌鳥古墳群と古市古墳群との間を縦断しているが、それら古墳群周辺の緩衝地帯には含まれていないため、本事業が世界遺産登録の認定を妨げることはない。
- 本事業区間周辺には河原城遺跡や六ツ塚河原城古墳があるが、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査を実施した結果、影響がないことを確認している。



景観計画区域(羽曳野市HPを元に作成)



百舌鳥・古市古墳群と八尾富田林線の位置関係
(百舌鳥・古市古墳群 HPを元に作成)



代替案立案等可能性について

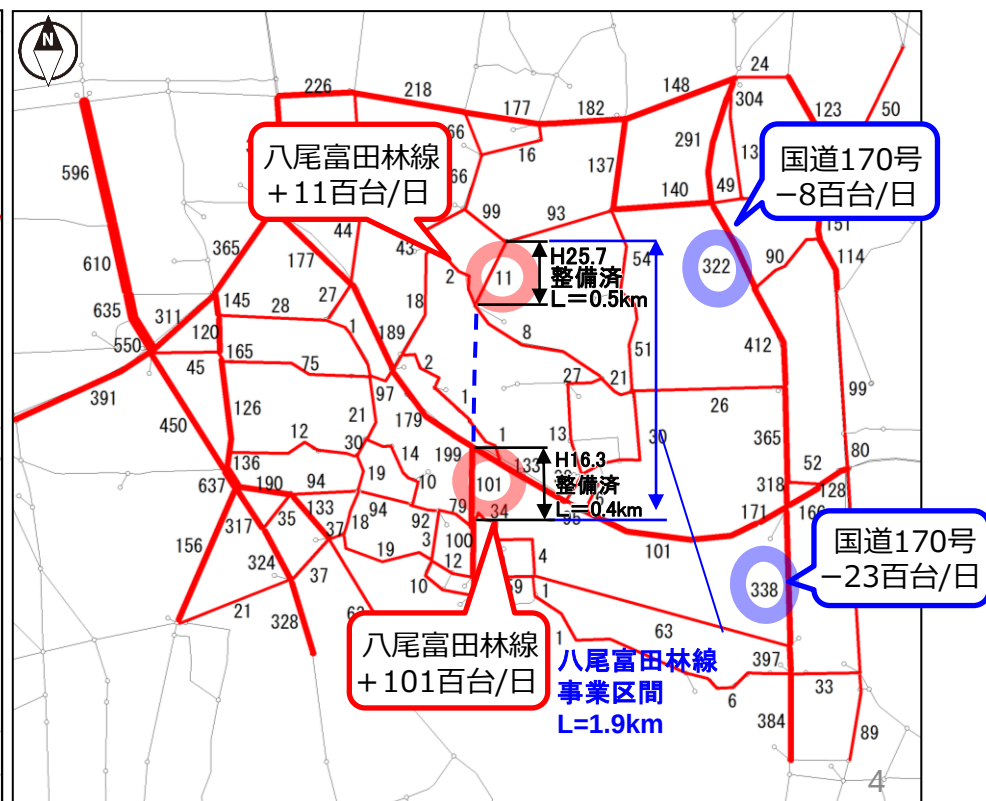
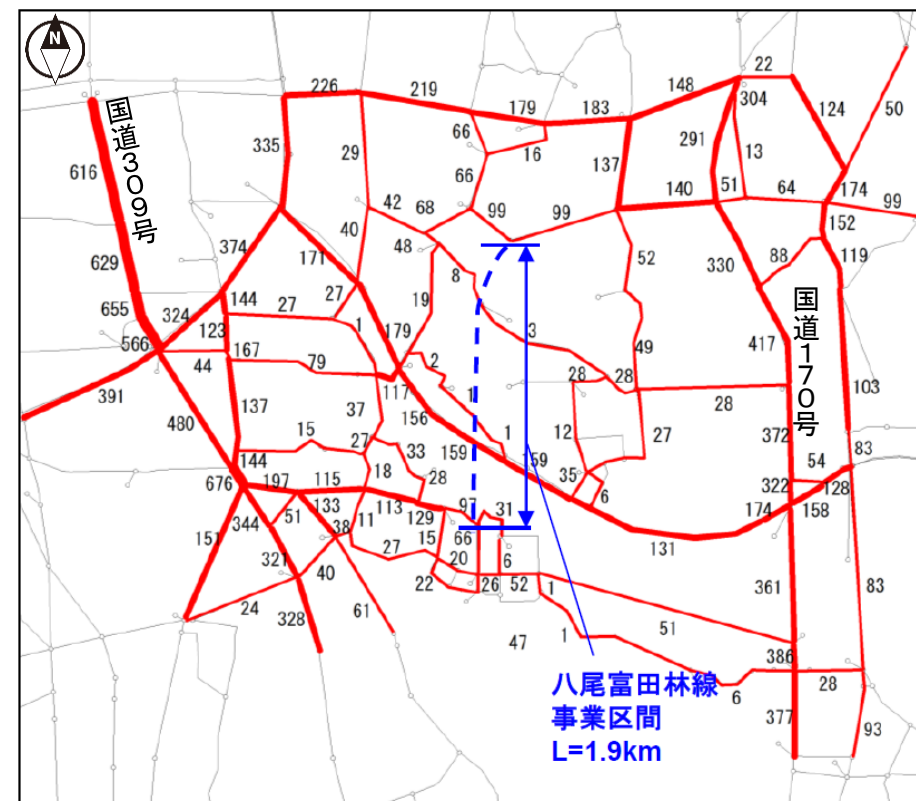
【参考】

【供用済区間の整備効果について(現時点で発現済の整備効果)】

- 一部区間(L=0.9km)の供用により、八尾富田林線の北側整備済区間(L=0.5km)に11(百台/日)、南側整備済区間(L=0.4km)に101(百台/日)が交通転換
- この結果、渋滞が多く発生する国道(新)170号の一部区間において8~23(百台/日)の交通量減がみられる

◆整備前

(百台/日) ◆事業実施中【現況】(L=0.9km整備済) (百台/日)



【参考】

○また、周辺住宅地内の府道西藤井寺線(一15百台/日)や市道藤井寺羽曳山線(一15百台/日)からも交通転換が図られる

◆整備完了後 (百台/日)

